（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画

令和７年３月

綾瀬市教育委員会

（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画

目次

はじめに－基本計画策定の趣旨……5

第１章　これまでの経緯
１　基本構想策定の策定（令和５年度）……6
２　事業用地の選定（令和６年度）……6

第２章　事業用地・施設の概要、条件
１　事業用地・施設の位置……8
２　事業用地・施設の概要……9

第３章　基本構想の概要と再整理
１　基本構想の概要……10
２　業務の再整理……12

第４章　基本計画の条件の整理……14

第５章　敷地・建物条件を踏まえた複数プランの比較検討……18

第６章　基本計画案
１　配置計画……20
２　平面計画……21
３　駐車場及び外構・植栽計画……23
４　造成計画……23
５　防災計画……23
６　工程表……24
７　概算工事費……25
８　整備手法……26

資　料
（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会設置要綱……27
（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会委員名簿……29
（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会審議経過……30

はじめに－基本計画策定の趣旨

令和６年３月に策定された「（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想」を踏まえ、開設場所として決定された敷地・施設において、基本構想で定めた６つの機能（①不登校児童・生徒の支援機能、②就学相談機能、③通級指導の拠点機能、④青少年・ひきこもりの支援機能、⑤教育相談機能、⑥国際教室や外国につながりのある児童・生徒の支援）のうち、（仮称）綾瀬市総合教育支援センターで実施する５つの支援機能（①から⑤まで）の支援方法を整理するとともに、施設の利便性や機能性、周辺環境との連携性といった観点から、具体的な、配置計画、概算事業費、整備スケジュール等をまとめ、基本構想で定めた（仮称）綾瀬市総合教育支援センターで実施する５つの支援機能を具体的にどのように機能させていくかを定めるものです。

第１章　これまでの経緯

１　基本構想の策定（令和５年度）

平成２９年告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、障がいのある児童・生徒などへの指導、海外から帰国した児童・生徒などの学校生活への適応や日本語の習得に困難のある児童・生徒に対する日本語指導、不登校児童・生徒への配慮など特別な配慮を要する児童・生徒への指導について、その充実を図ることが示されました。

本市においても、在籍児童・生徒に占める不登校児童・生徒数の割合・人数が、増加傾向が続いているほか、特別支援学級在籍児童・生徒、ことばの教室に通級している児童・生徒、国際教室に通級する児童・生徒も増加傾向にあるなど、特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実が喫緊の課題となっています。

さらに、義務教育修了後の子どもたちについても、コロナ禍による行動制限により人と接する機会が減るなど、青少年を取り巻く環境についても複雑化・多様化し、高等学校等進学後の不登校やひきこもりなどの悩みを抱えるケースが増加傾向にあり、学校や社会への復帰に向けた切れ目のない支援が必要となっています。

これらのことから、教育的支援に関し、現状や本市が抱える課題、今後の児童・生徒数の推計等を踏まえ、支援の在り方や本市に適した必要かつ効果的な支援施策及び支援環境について検討し、複雑化・多様化する児童・生徒の課題への総合的な支援体制の整備に向け、令和５年度に（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、児童・生徒とその保護者、また義務教育修了後の青少年とその家族に対して、課題別の支援ではなく総合的に、切れ目なく対応できる支援体制を確立するために、不登校支援、特別支援・通級指導、ひきこもり支援（青少年相談室）、教育相談事業、外国につながりのある子どもたちへの支援を１つに統合し、教育的支援の拠点として、新たに（仮称）綾瀬市総合教育支援センター（以下「総合教育支援センター」という。）を整備するとしています。

２　事業用地の選定（令和６年度）

令和６年３月の基本構想策定後、本市が所有する土地を中心に候補地の検討を進めました。複数の候補地について検討しましたが、学校から近すぎることや児童・生徒が活動する広場に隣接しているため、不登校の児童・生徒の心的負担が大きいなどの理由により候補地の決

定までには至りませんでした。

そこで、令和６年９月３０日の最高経営会議において、候補地の選定及び決定を含めて、部局を横断した連携・協力体制を構築し、関係部局においては分担された役割について、迅速に取り組みを図る事としました。

１０月１８日には、関係各課の所属長による（仮称）綾瀬市総合教育支援センター候補地選定作業部会を開催し、候補地として２か所を選定、１０月２５日の事業調整会議及び最高経営会議で事業用地を決定しました。

選定理由としては、市の中心部であり児童・生徒及び青少年が通いやすい、市役所から徒歩約５分の立地であり市役所との連携が取りやすい、学校から離れており学校を意識しない場所であるといった点に加え、既存施設が立地している賃貸借物件のため早期開設が見込める、新規に建設するよりも低コストで開設が可能であるといった点があげられます。一方で、基本構想では施設規模を約 1,400 ㎡と想定していましたが、候補地に立地している物件は２棟に分かれ、合わせて約 380 ㎡となっており、敷地内に新たな建物を増築したとしても基本構想での施設規模よりも小さな規模で、求められる機能を果たすことが必要となっています。

図表　これまでの経緯

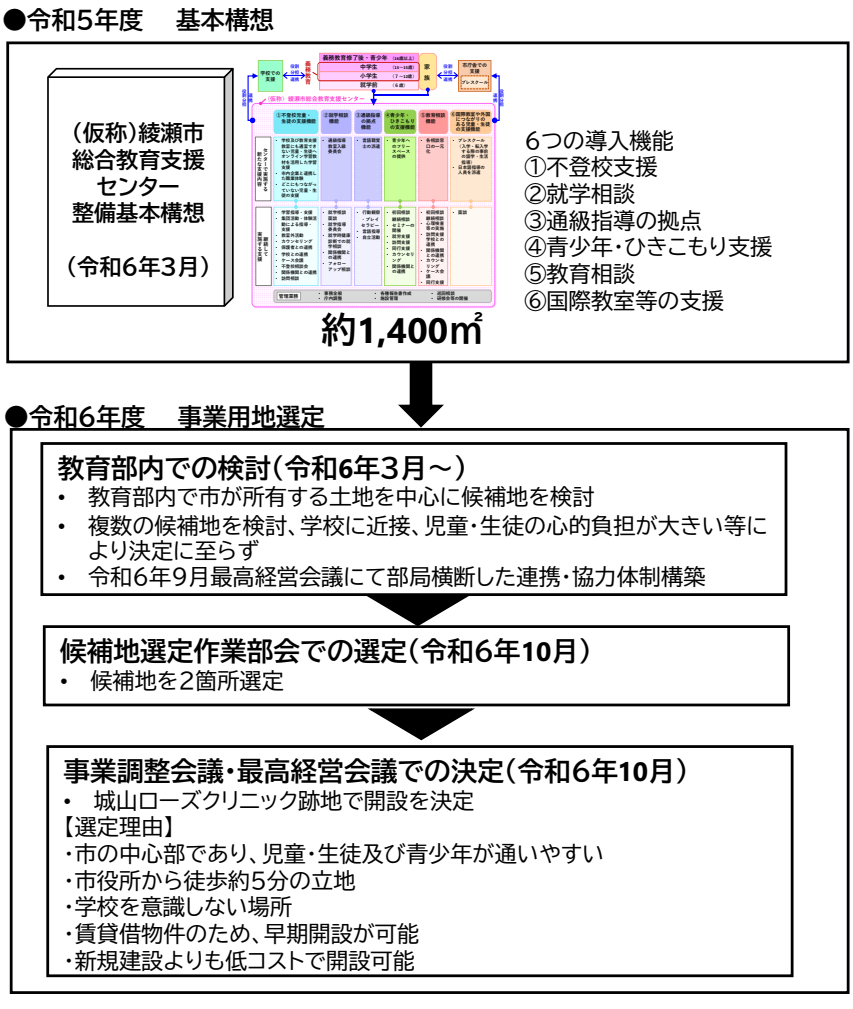

第２章　事業用地・施設の概要、条件

１　事業用地・施設の位置

事業用地（綾瀬市早川城山一丁目３番８号）は、市役所から徒歩約５分の距離となっており、市役所との連携が容易である他、近隣には、城山公園や市民スポーツセンターが立地しており、総合教育支援センターに通う子どもたちの活動場所としての活用が可能となっています。

図表　事業予定地の位置

２　事業用地・施設の概要

事業用地の面積は、約 1,118 ㎡（準住居地域、容積率 200%、建ぺい率 60%）となっています。３方を道路に囲まれており、南側の道路はバスが通り、比較的自動車交通量があります。

用地上に既存の２棟の建物が配置されています。クリニックとして使われていた A 棟は約 285 ㎡、薬局として使われていた B 棟は約 97 ㎡で、合計で 382 ㎡となっています。18 台程度の車が駐車できる駐車場がありますが、駐車場の中央部に段差があります。

図表　事業予定地及び施設の配置図

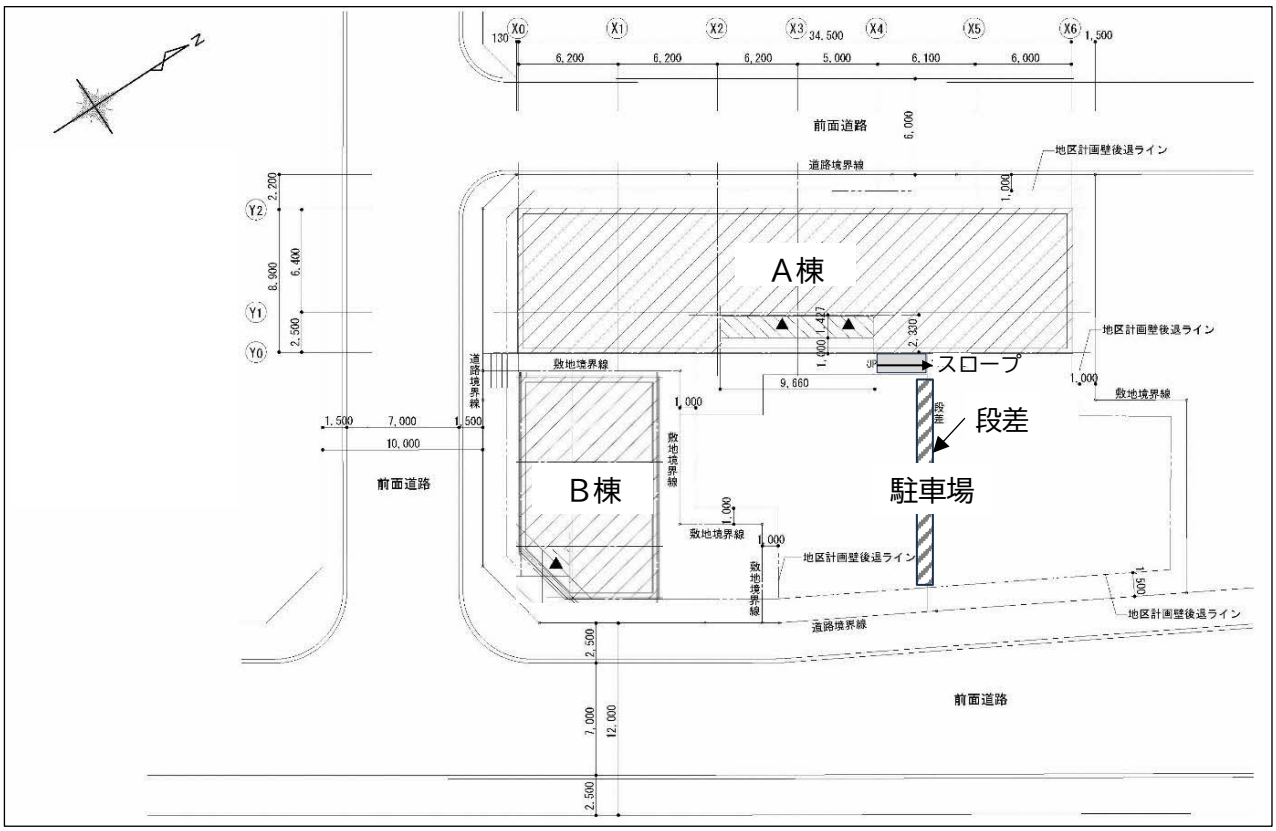

第３章　基本構想の概要と再整理

１　基本構想の概要

総合教育支援センターは、就学前の児童から義務教育修了後の青少年とその家族に対して、総合的に切れ目なく対応できる支援体制とするため、従来は異なる窓口や所管で行われてきた各業務を再構成し、６つの機能、すなわち①不登校児度・生徒の支援、②就学相談、③通級指導の拠点、④青少年・ひきこもりの支援、⑤教育相談、⑥国際教室や外国につながりのある児童・生徒の支援、といった機能を集約・複合化するものとしています。

図表　基本構想の概要

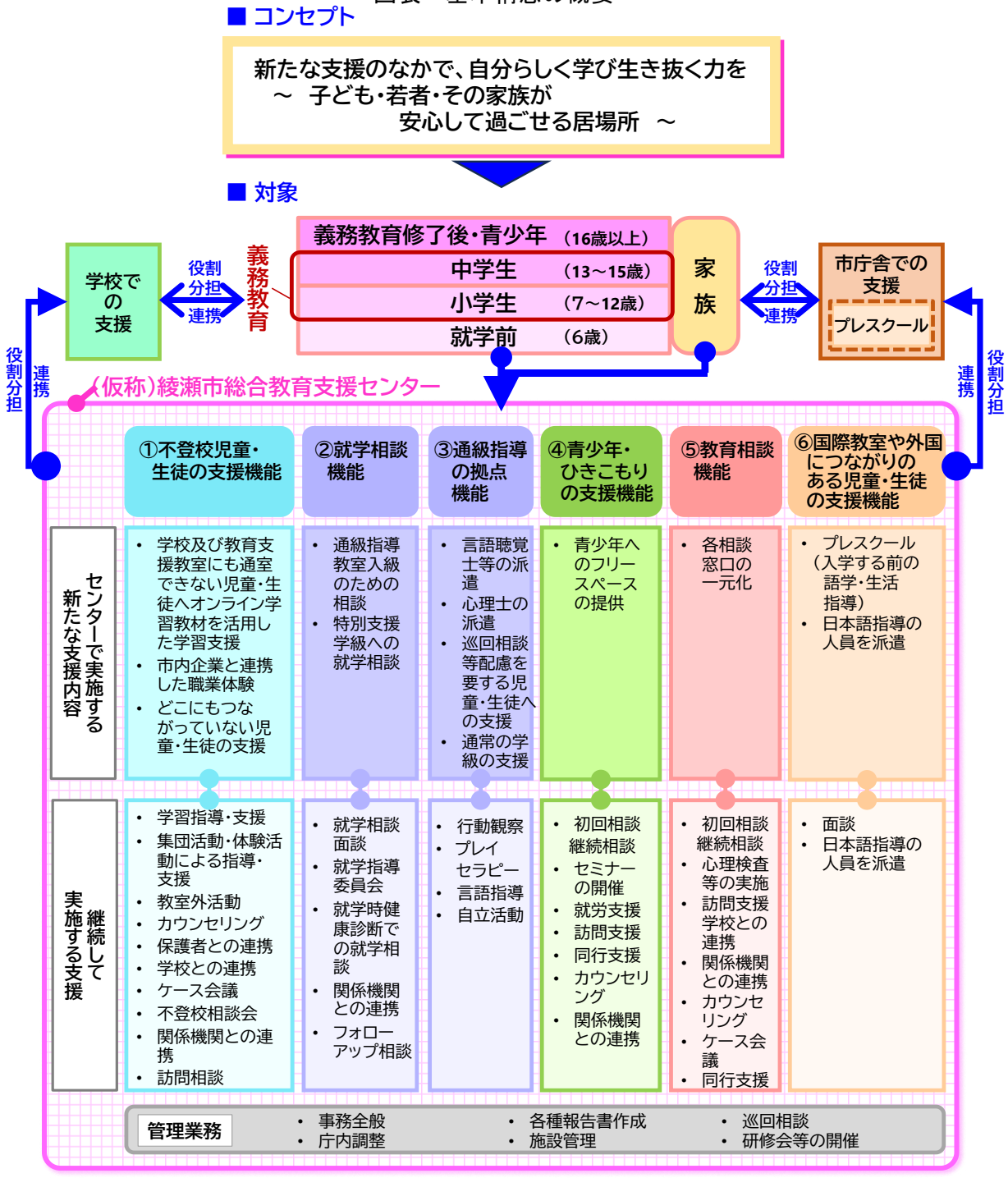

基本構想では、国際教室や外国につながりのある児童・生徒の支援機能は市庁舎へ導入するものとし、その他の５つの機能について、必要諸室を想定するとともに、事務・相談機能や共用施設の共用化を図ることで、機能の充実を図る内容としていました。しかし、早期開設に向け、事業用地・施設の面積が狭くなった中で、業務の更なる再編・再整理が必要となりました。

図表　基本構想での新施設の機能構成プログラム

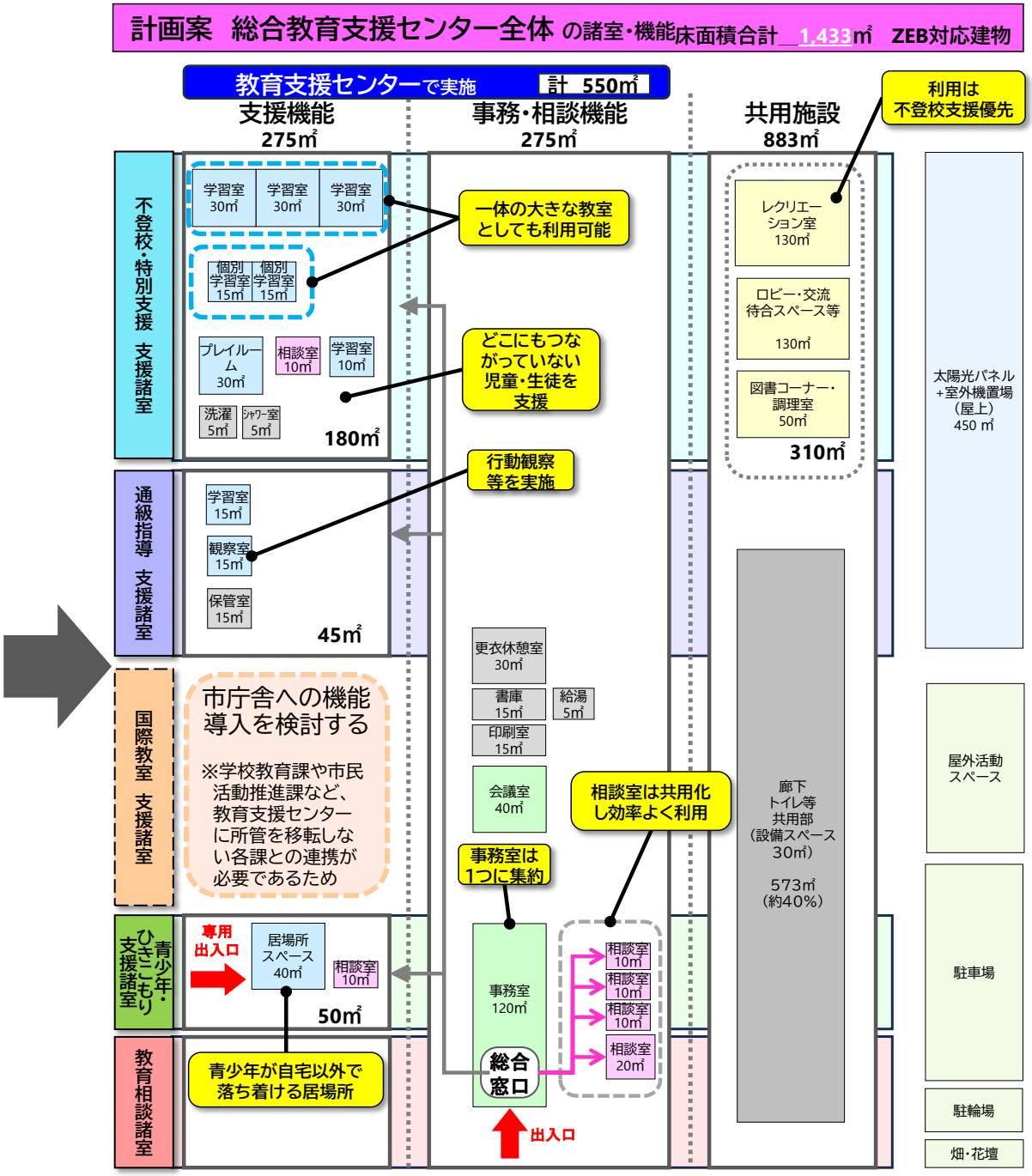

２　業務の再整理

基本構想では６つの事業を統合して、一つの総合教育支援センターの６つの機能として整理されています。各機能の業務内容は、従前からの業務と新規業務から成り立っており、各業務内容は、対面指導・支援や窓口相談、訪問支援、関係者等との連携といった、いくつかの項目に整理ができます。

図表　業務の再整理

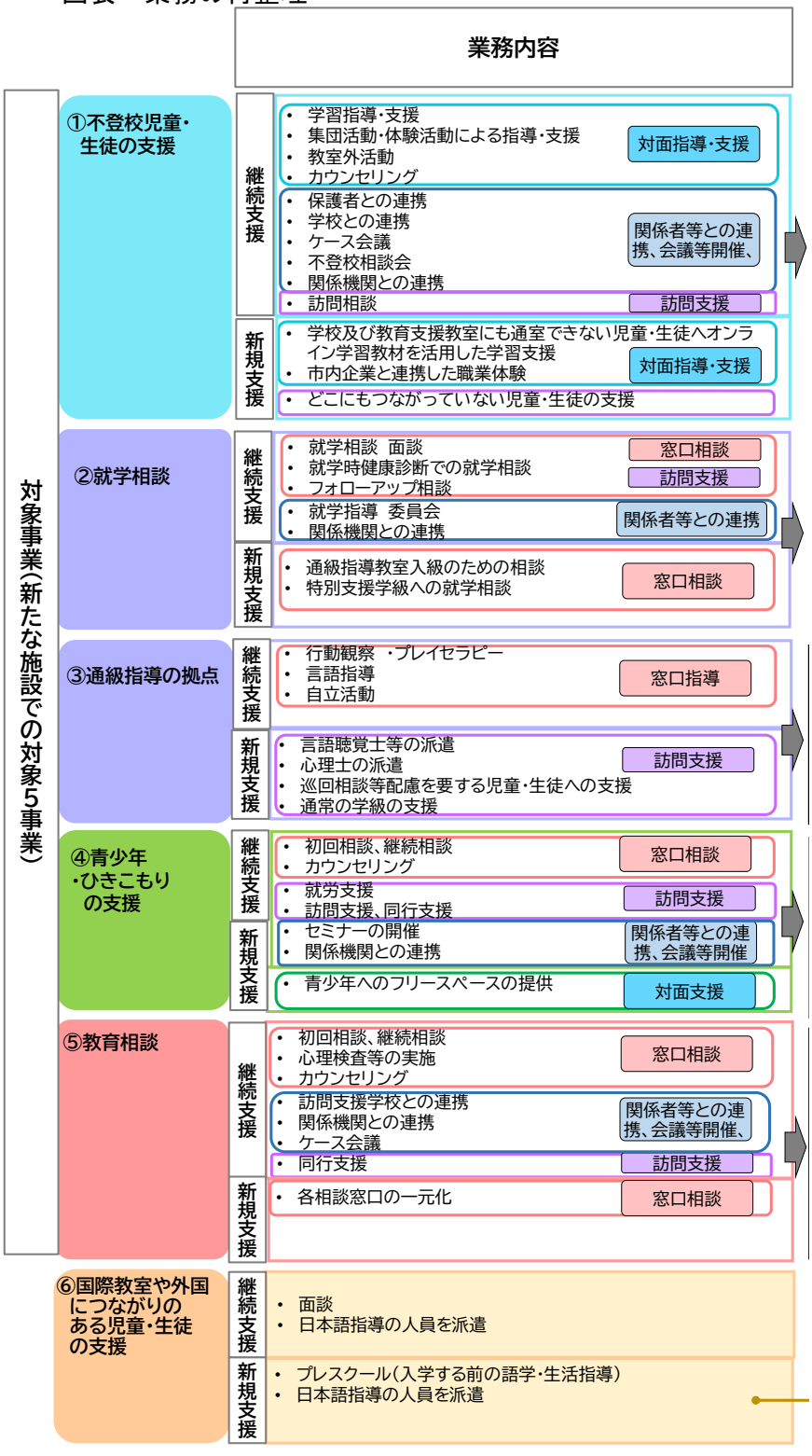

総合教育支援センターの新施設の対象となる５つの機能の業務内容を、業務の対象者、つまり、対面支援を受ける児童・生徒・青少年、窓口での相談者、訪問による支援等の受援者、関係者（保護者・学校・関係機関）の切り口で４つに分類し、分類した業務内容を、業務の実施場所に関する条件や運営実態を鑑み、４つの業務部門に再整理しました。

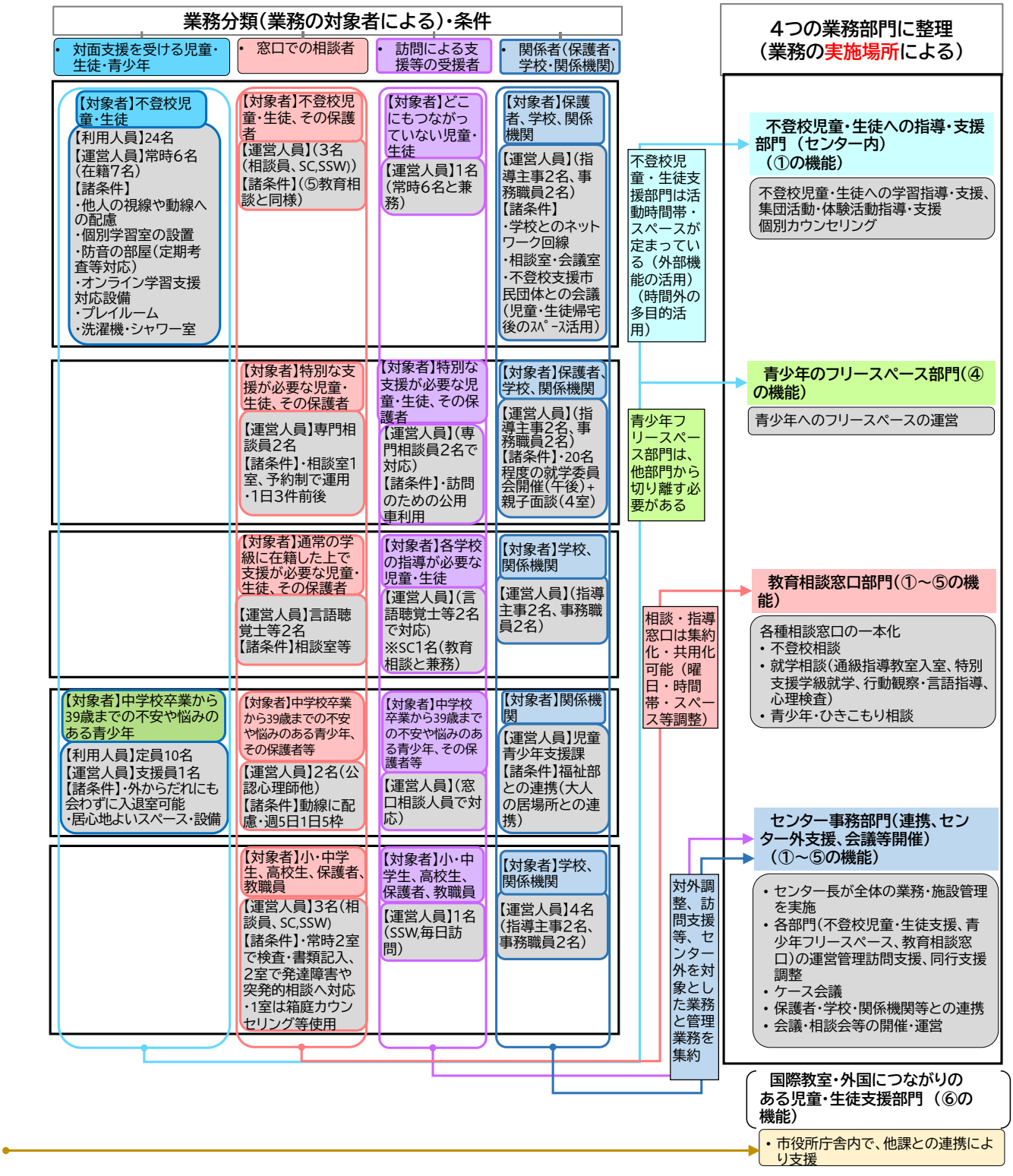

第４章　基本計画の条件の整理

４つの業務部門への再整理に対応し、さらに共用化・集約化・他施設活用により、基本構想での機能構成プログラムの見直しを行いました。不登校児童・生徒指導・支援部門では、学習室を間仕切り変更可能な仕様とすることで、集団活動等にも活用可能としたり、レクリエーション室機能については、近隣の公園やスポーツセンター等外部機能を活用、教育相談窓口部門では、多様な相談のためのスペースを共用、センター事務部門では、執務スペースの一部座席の共用化（フリーアドレス）や不登校児童・生徒帰宅後のスペースを会議室等で活用する等の工夫を行うことで、全体で 500～600 ㎡の施設規模に収めることを計画しました。

図表　機能構成プログラムの見直し

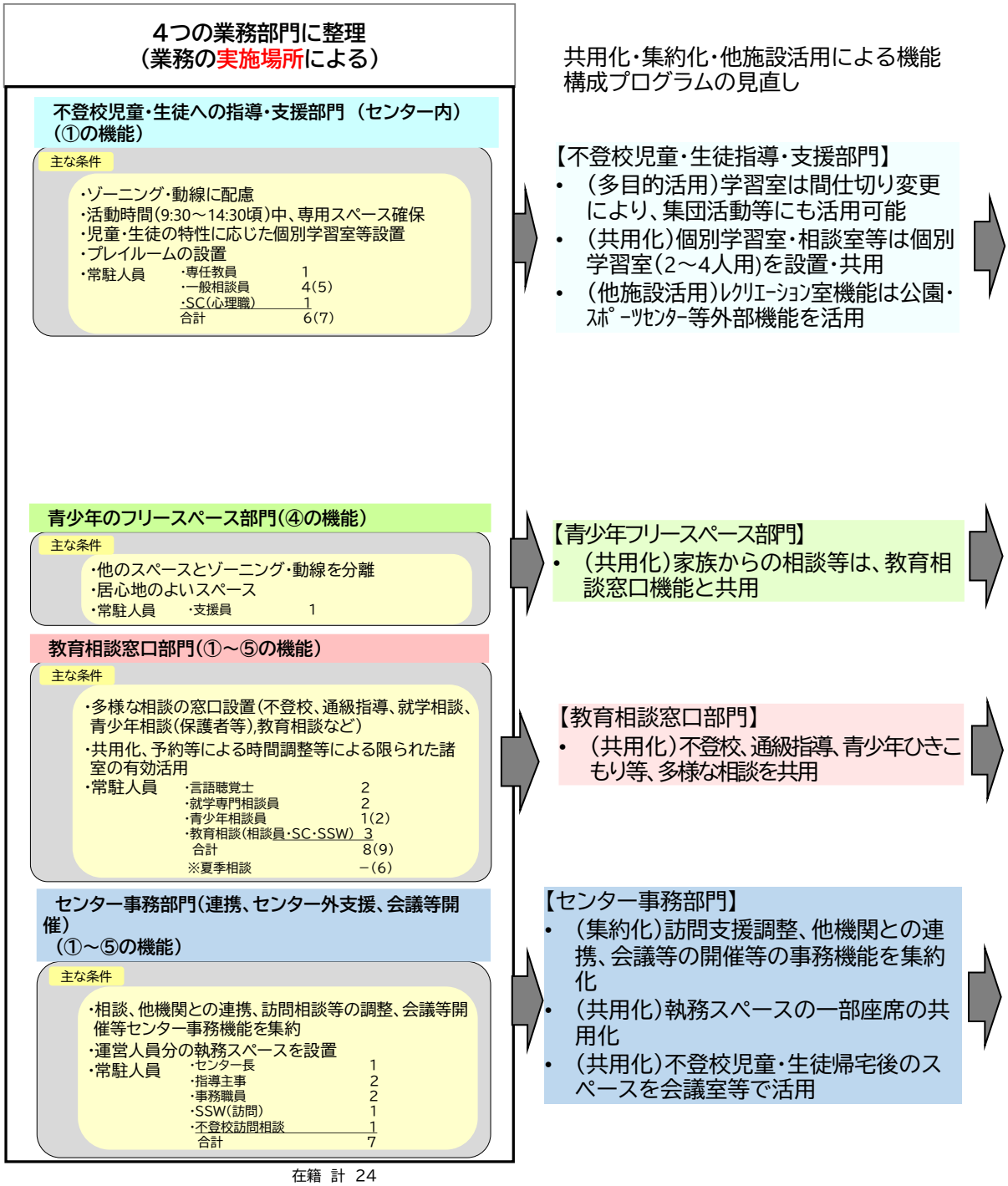

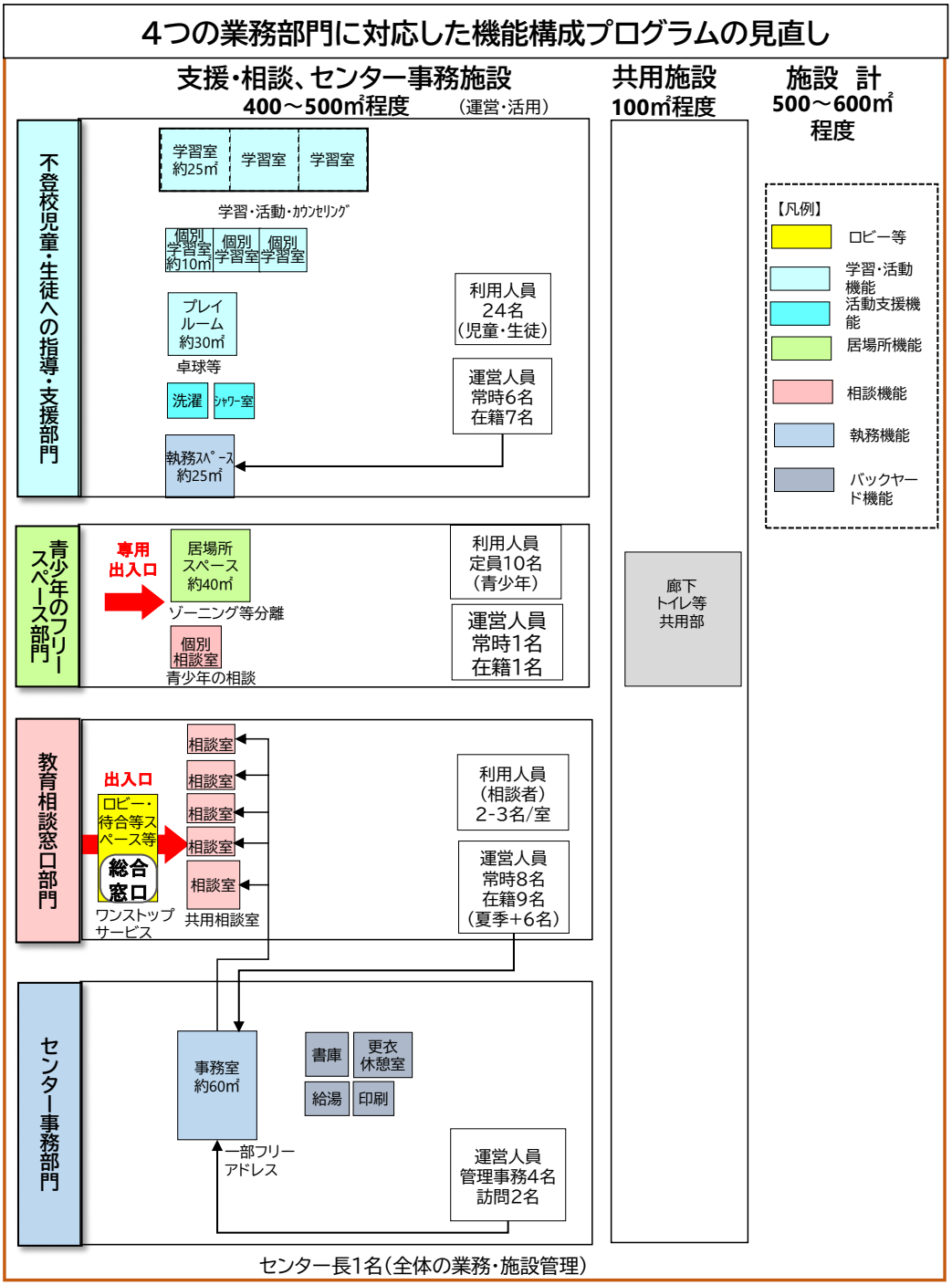
4つの業務部門に対応した機能構成プログラムの見直し
支援・相談、センター事務施設
400～500㎡程度
（運営・活用）
共用施設
100㎡程度
施設　計
500～600㎡
程度
不登校児童・生徒への指導・支援部門
学習室
約25㎡
学習室
学習室
学習・活動・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ
個別
学習室
約10㎡
個別
学習室
個別
学習室
プレイ
ルーム
約30㎡
卓球等
洗濯
ｼｬﾜｰ室
執務ｽﾍﾟｰｽ
約25㎡
利用人員
24名
（児童・生徒）
運営人員
常時6名
在籍7名
【凡例】
ロビー等
学習・活動
機能
活動支援機
能
居場所機能
相談機能
執務機能
バックヤー
ド機能
青少年のフリー
スペース部門
専用
出入口
居場所
スペース
約40㎡
ゾーニング等分離
個別
相談室
青少年の相談
利用人員
定員10名
（青少年）
運営人員
常時1名
在籍1名
廊下
トイレ等
共用部
教育相談窓口部門
出入口
ロビー・
待合等ス
ペース等
総合
窓口
ワンストップ
サービス
相談室
相談室
相談室
相談室
相談室
共用相談室
利用人員
（相談者）
2-3名/室
運営人員
常時8名
在籍9名
（夏季+6名）
センター事務部門
事務室
約60㎡
一部フリー
アドレス
書庫
更衣
休憩室
給湯
印刷
運営人員
管理事務4名
訪問2名
センター長1名（全体の業務・施設管理）

人員構成については、基本構想での設定を基本としつつ、今後の職員増も想定し、事務室の座席を固定化せずにフリーアドレス化する等により、柔軟に対応できるようにします。

図表　基本構想での人員構成

職名	任用区分	配置人数	業務内容
センター長	市職員	１名	センター業務の統括
指導主事	市職員	２名	各相談業務の総括
事務職員	市職員	２名	予算、服務等管理
SC（心理職）	会計年度任用職員	１名	教育相談支援 （＊夏季休暇時は６名追加）
SSW（教育相談）	会計年度任用職員	１名	教育相談支援
相談員（教育相談）	会計年度任用職員	１名	教育相談支援
SSW（毎日訪問）	会計年度任用職員	１名	教育相談支援
専任教員	県職員	１名	不登校支援
一般相談員	会計年度任用職員	６名	不登校支援（うち１名訪問相談）
SC（心理職）	会計年度任用職員	１名	不登校支援
専門相談員（就学）	会計年度任用職員	２名	就学相談支援
言語聴覚士等	会計年度任用職員	２名	通級指導支援
相談員（公認心理師・心理カウンセラー）	会計年度任用職員	２名	青少年・ひきこもり支援
支援員（青少年）	会計年度任用職員	１名	青少年・ひきこもり支援 （居場所担当）
職員人数		24名	

第５章　敷地・建物条件を踏まえた複数プランの比較検討

対象となる敷地・建物条件に対して、かつ各業務部門のゾーニング面の条件を踏まえ、４つのゾーニング案を検討しました。

駐車場部分に新たなユニットハウス（軽量鉄骨で組み立てられた箱型の建物でプレハブの一種）を設置することにより、既存施設で不足するスペースを補うことを前提として、複数プランを作成、比較検討しました。青少年フリースペース部門について、対象者の特性に配慮し、他部門と動線・スペースを切り離す必要がある点等を踏まえて、青少年支援をＡ棟で実施する場合とＢ棟で実施する場合について、それぞれ既存棟の間仕切りを活用する場合と変更する場合で、想定される４パターンのプラン（A～D 案）を比較検討しました。

極力早期に開設することを念頭に置くと、既存間仕切りを活用した方が有利ですが、工期が長く要する水回りの変更は行わないとしても、いずれのプランもＡ棟の既存のシャワー室・洗濯機置場がある保健室で活用可能なスペースから、不登校支援スペースが離れてしまいます。また、Ａ棟はクリニックで使用されていたことから、複数の診察室や検査室等により間仕切りが小割りとなっており、死角が生じるなど、運営管理上、活用しづらい状況となっています。

ゾーニング面での主な条件

不登校児童・生徒支援部門は活動時間（9:30～14:30）でのスペース確保が必要

青少年フリースペース部門は、他部門と動線・スペースを切り離す必要がある

相談・指導窓口は集約化・共用化し、限られたスペースの有効活用を図る

対外調整、訪問支援等、センター外を対象とした業務と施設・業務管理を集約

不登校児童・生徒への指導・支援部門

青少年のフリースペース部門

教育相談窓口部門

センター事務部門

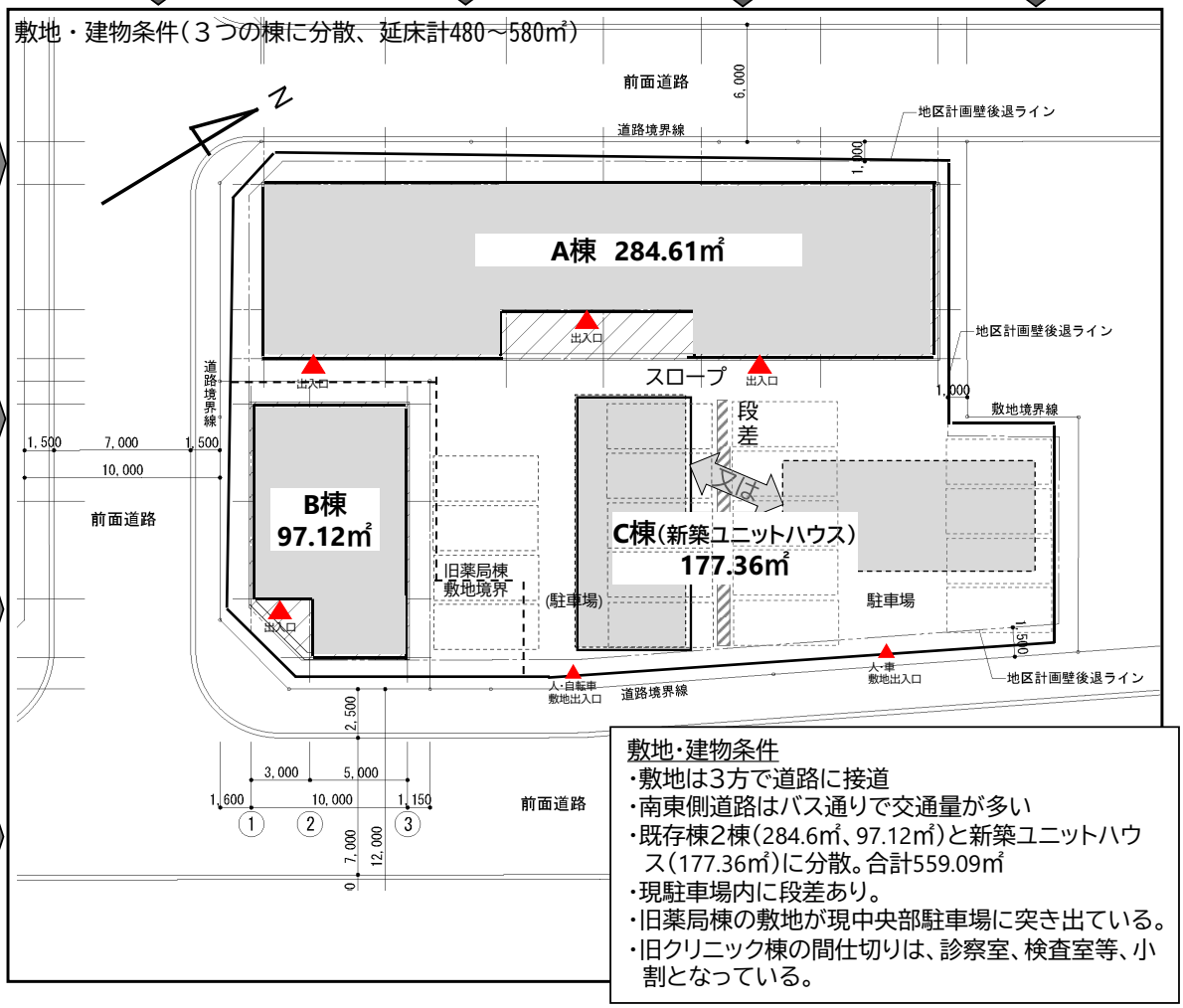

敷地・建物条件

・敷地は3方で道路に接道
・南東側道路はバス通りで交通量が多い
・既存棟2棟（284.6㎡、97.12㎡）と新築ユニットハウス（177.36㎡）に分散。合計559.09㎡
・現駐車場内に段差あり。
・旧薬局棟の敷地が現中央部駐車場に突き出ている。
・旧クリニック棟の間仕切りは、診察室、検査室等、小割となっている。

青少年支援をＢ棟で実施する場合、入り口が一つしかなく、利用者の特性上、他の部門と併用しづらいことから、スペースの有効活用が不十分となります。

そうしたことから、ゾーニングの方向性としては、工期をなるべく短期で収めるよう水回りは改修しない等の工夫を行いつつ、青少年支援をＡ棟で実施し、間仕切り変更を行う、Ｂ案で検討を進めるものとします。

青少年支援をＡ棟で実施

既存間仕切り活用

A案

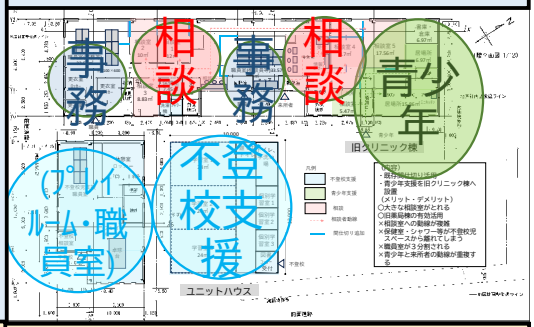

（〇メリット・×デメリット）
〇整備費、工期を抑えることができる
〇不登校支援のプレイルームを他の機能と離して設置できる
〇青少年支援スペースは他の部門と動線・ゾーニングを区分することが可能
×既存間取りは死角が多く目が届きにくい
×相談室への動線が複雑
×職員室が３分割され、切れ目ない支援に支障が出る可能性がある

間仕切り変更

B案

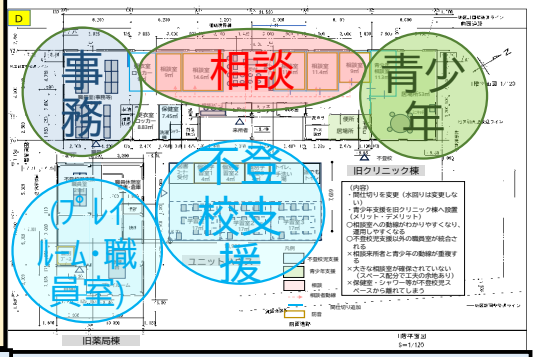

（〇メリット・×デメリット）
〇相談室への動線がわかりやすくなり、運用しやすくなる
〇不登校支援以外の職員室が統合される
〇スペース配分の工夫次第で大きな相談室等も設置できる
〇不登校支援のプレイルームを他の機能と離して設置できる
〇青少年支援スペースは、他の部門と動線・ゾーニングを区分することが可能
×整備費、工期が間仕切り変更しない場合よりもかかる

青少年支援をＢ棟で実施

既存間仕切り活用

C案

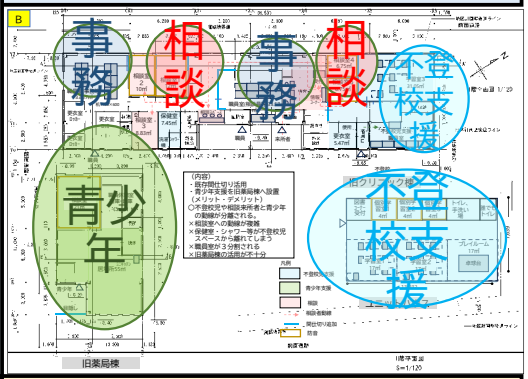

（〇メリット・×デメリット）
〇整備費、工期を抑えることができる
〇不登校児童生徒や相談来所者と青少年の動線が分離される。
×既存間取りは死角が多く目が届きにくい
×相談室への動線が複雑
×職員室が３分割され、切れ目ない支援に支障が出る可能性がある
×Ｂ棟の有効活用が不十分となる（青少年支援スペースを他の部門と併用しづらい）

間仕切り変更

D案

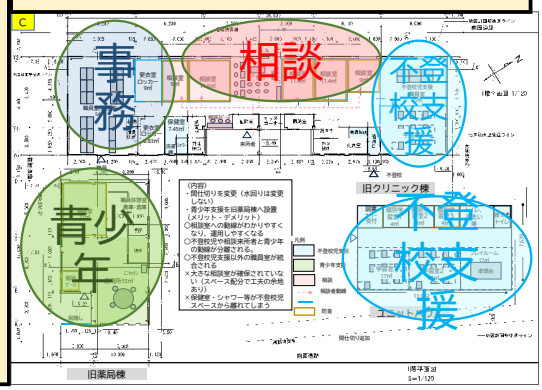

（〇メリット・×デメリット）
〇相談室への動線がわかりやすくなり、運用しやすくなる
〇不登校児童生徒や相談来所者と青少年の動線が分離される。
〇不登校支援以外の職員室が統合される
〇スペース配分の工夫次第で大きな相談室等も設置できる
×整備費、工期が間仕切り変更しない場合よりもかかる
×Ｂ棟の活用が不十分となる（青少年支援スペースを他の部門と併用しづらい）

第６章　基本計画案

１　配置計画

基本計画においては、Ａ棟の避難経路（敷地内通路幅 1.5M）を確保する配置とします。

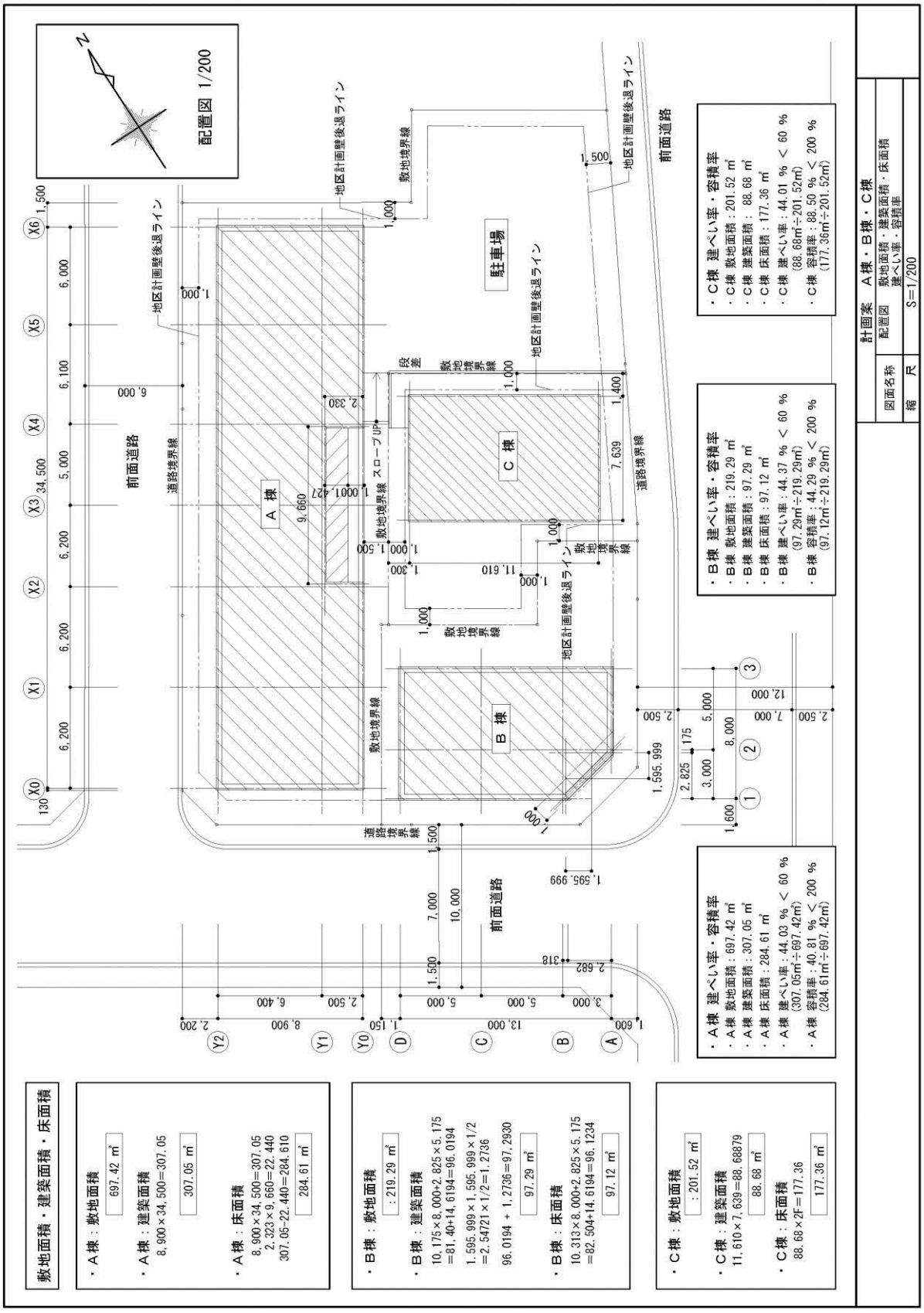

2　平面計画

１階平面プランを以下に示します。

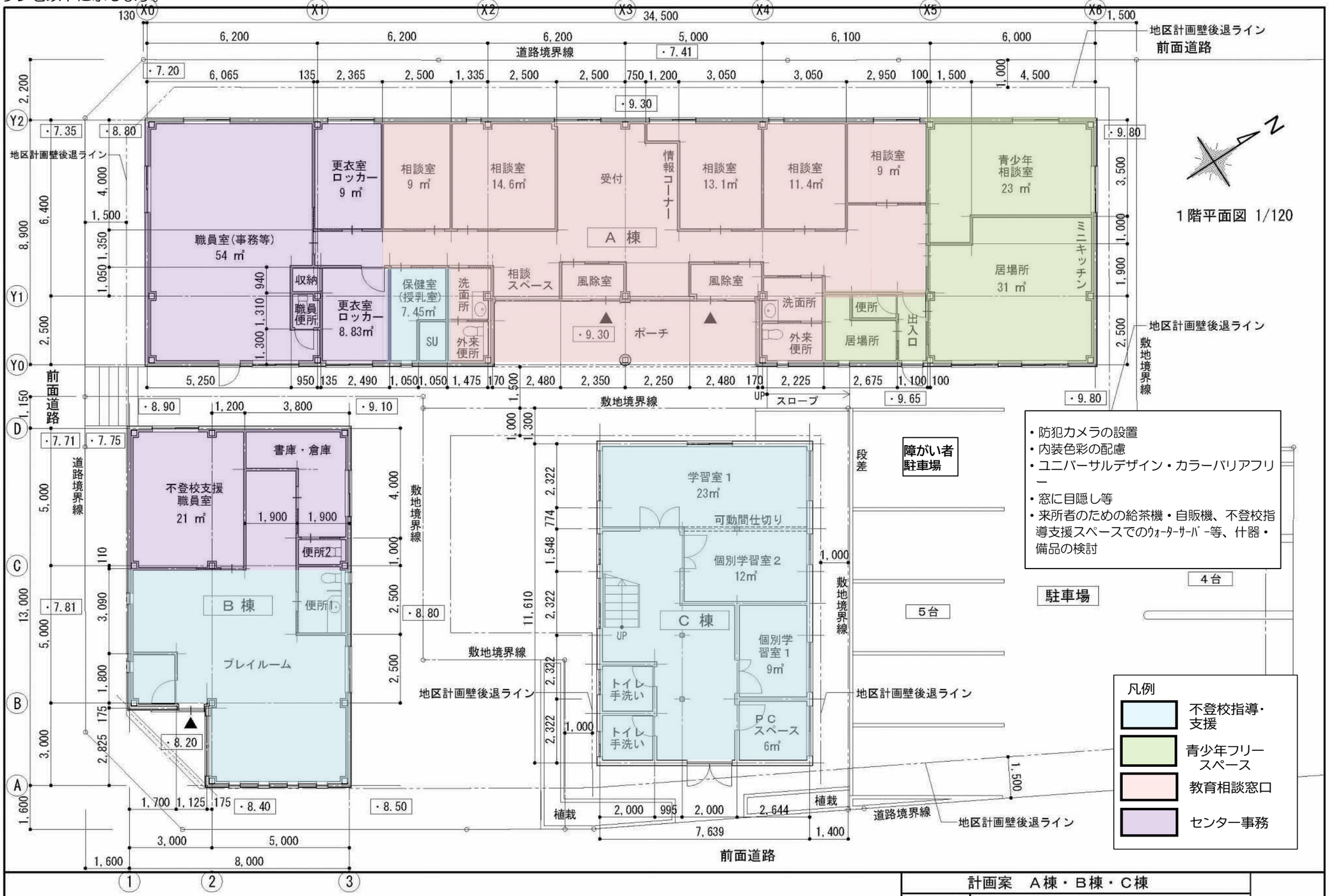

２階平面プランを以下に示します。

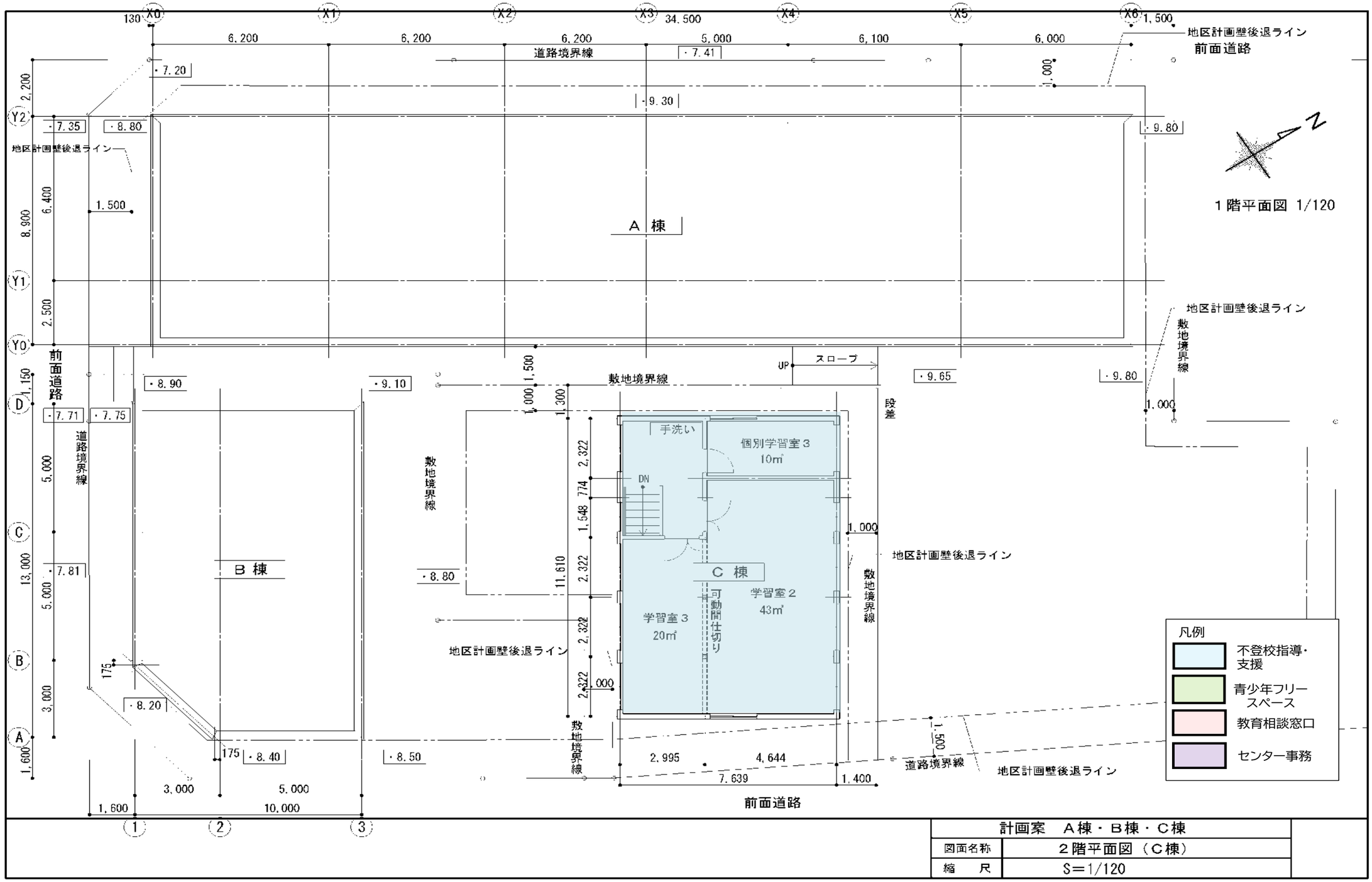

計画案　A棟・B棟・C棟	
図面名称	２階平面図（C棟）
縮　尺	S＝1/120

３　駐車場及び外構・植栽計画

駐車場については、Ｃ棟東側に９台を設置します。
外構・植栽については、既設のものを活用することを基本とします。

４　造成計画

造成については、行わないものとします。

５　防災計画

消防法に基づき、火災報知器、非常用照明、消火器等の設置を行います。

６　工程表

工事工程を以下に示します。

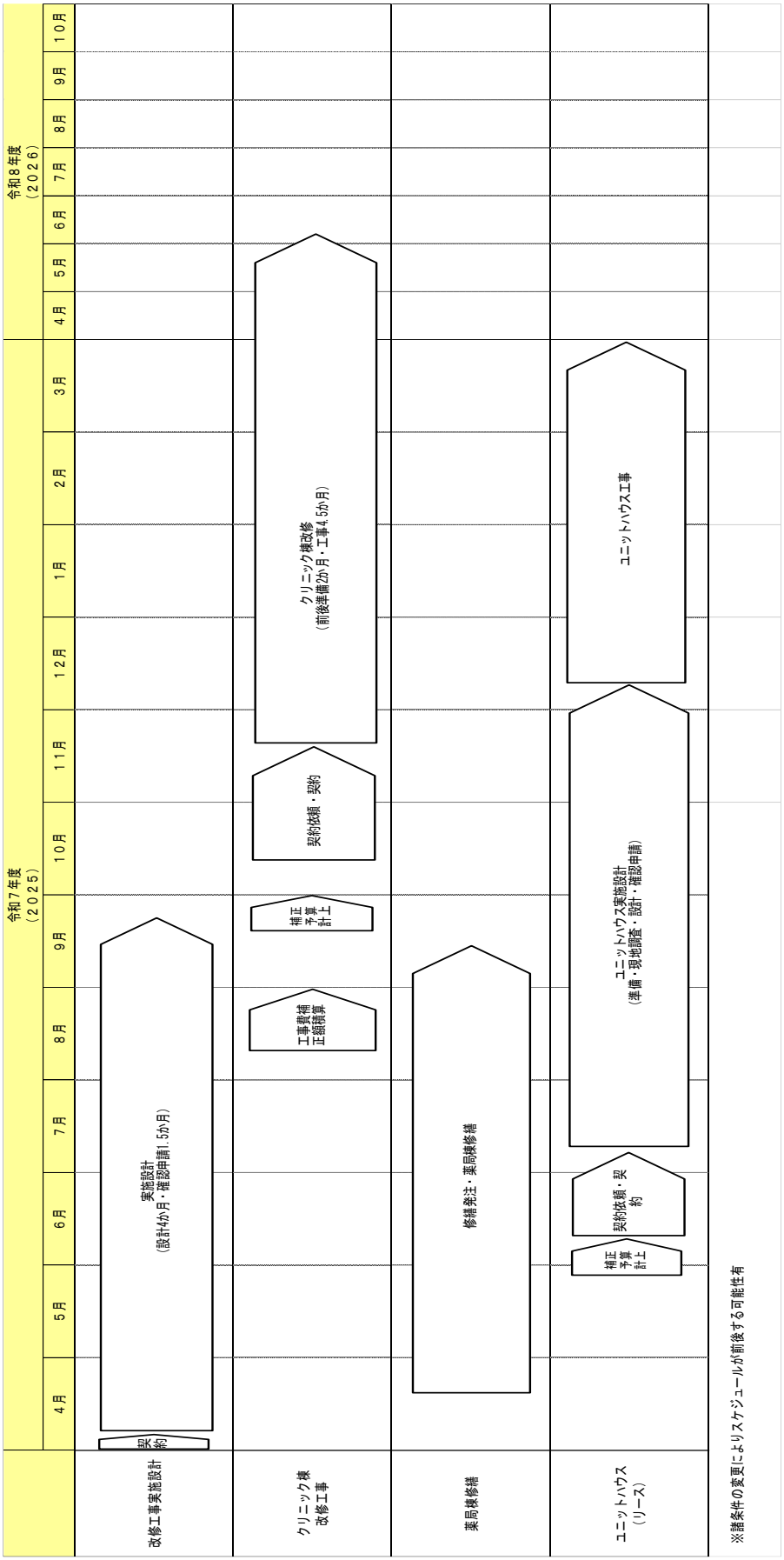

7　概算工事費

概算工事費を以下に示します。

（千円）

	A 棟 （旧クリニック棟）	B 棟 （旧薬局棟）	C 棟 （ユニットハウス）	合計
合計	88,000	5,000	70,000	163,000

※C棟（ユニットハウス）については、同様の建物を建築するよりコストが低く工期が短くなります。また、事業用地が賃貸借物件のためリース契約とします。

8　整備手法

本計画の確認申請等の整備手法を以下に示します。

（1）　現状

開設予定の敷地には、平成１６年築のＡ棟（旧クリニック棟）とＢ棟（旧薬局棟）があり、令和５年７月末にクリニックが閉院された後は使用されていません。内装の状況としては、電気設備やエアコン類が取り外された状況であり、電気等の配線類がむき出しの状態となっています。

そのため、電気、給排水等を含む内装の改修工事が必要です。更に、不足する面積を補うため、Ｃ棟（ユニットハウス）を新たに建設する必要があります。

（2）　確認申請等について

本来、通常の手続きでＡ 棟（旧クリニック棟）、Ｂ 棟（旧薬局棟）の内装工事及びＣ棟（ユニットハウス）の建設をまとめて工事を行った場合、工事期間が長期となります。支援が必要な児童・生徒や悩みを抱える青少年が増加している事から、早急な対応が必要です。

そのため、工事期間の短縮、早期開設を目指し、次の通り確認申請等の整理を行いました。

- Ａ棟（旧クリニック棟）は用途変更（敷地の設定変更を含む）が必要。
- Ｂ棟（旧薬局棟）は 200 ㎡以下のため用途変更は不要。
- Ｃ 棟（新築、ユニットハウス）は Ａ 棟の敷地設定を分割して新築申請することで、Ａ棟の用途変更（敷地の設定変更を含む）とＣ棟の確認申請を並行して進め、手続きに要する時間の短縮を図る。

上記の方法について、法適合確認を行い、問題ない旨確認済です。今回の改修は、間仕切変更だけであり主要構造部の変更がないため、Ａ 棟の用途変更の確認申請のみで、大規模な模様替えには該当しません（過半の模様替えには当たらない）。

（3）　法令上の留意点について

Ａ 棟の敷地内通路（1.5m）を取る必要があります。敷地分割で、Ａ 棟とＣ 棟の間に敷地境界を入れると 2.5m以上離す必要が出てきます。また、今のＣ棟のプランでもＢ棟の敷地境界との間も 1.5m離す必要があります。

既存建物に延焼ラインがかかるので防火の措置が必要です。

資　料

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　基本構想を具現化することを目的に、（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの整備に関する検討を行うため、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第３条　検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画の策定に関すること。

(2) その他（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの整備に必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 教育長
(2) 教育部長
(3) 健康こども部長
(4) 福祉部長
(5) 教育総務課長
(6) 学校教育課長
(7) 教育指導課長
(8) 教育研究所長
(9) こども未来課長
(10) 福祉総務課長
(11) 財政課長
(12) 建築課長
(13) 綾瀬市立小学校長及び中学校長の代表者　　各１名
(14) 綾瀬市教育支援教室専任教諭

（任期）

第５条　検討委員会の委員の任期は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画の策定をもって満了する。

（委員長）

第６条　検討委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　検討委員会の庶務は、教育部教育研究所において処理する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１２月２７日から施行する。

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会委員名簿

氏　　名	役職
袴田　毅	教育長
長谷川　裕司	教育部長
石原　浩幸	健康こども部長
比留川　龍	福祉部長
大矢　博之	教育総務課長
堺　千津子	学校教育課長
春木　純子	教育指導課長
渡邊　倫康	教育研究所長
奥園　昌一	こども未来課長
川島　哲	福祉総務課長
佐藤　美喜	財政課長
井上　馨	建築課長
中村　真由美	寺尾小学校　校長
大城　美恵	城山中学校　校長
井上　学子	教育支援教室専任教諭

アドバイザー

西川　尚子	市教育相談員（心理職）

事務局

小菅　裕也	教育研究所
髙橋　結	
坂井　貴	教育指導課
関口　進一	こども未来課

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会審議経過

	開催日	主な審議事項
第１回	令和７年１月３０日（木）	(1) （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備のこれまでの経緯 (2) 基本構想における業務内容・機能の再整理、機能構成プログラムの見直し (3) 今後のスケジュール
第２回	令和７年２月２７日（木）	(1) 業務分類・業務の対象者による条件について (2) 諸室の配置案について (3) （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備スケジュールについて
第３回	令和７年３月２５日（火）	(1) （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画について